

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案について

第 1 内容

近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備するものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第五号

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年五月十八日

提出者

山本里香
倉本崇弘
小島智子
山内道明
津村衛
中嶋年規
長田隆尚
三谷哲央
前野和美
山本勝

三重県議会基本条例の一部を改正する条例

三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第七条の二 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 議会運営の原則等（第六条―<u>第七条の二</u>）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（大規模な災害その他の緊急事態への対応）</p> <p><u>第七条の二</u> 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 <u>議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 議会運営の原則等（第六条―<u>第七条</u>）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>【新設】</p>

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)																			
区 分	件 名	概 要																	
<p>◎条例案 (6件) 農林水産部</p>	<p>【1】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="5">議案 10件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>34 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町から、同法第4条第1項に規定する指定市町村となった伊勢市を削る。 <p><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p> <p>○ 農地法 (農地の転用の制限) 第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(8) (略) 2～11 (略)</p>	予 算	件	議案 10件	条 例	6 件	そ の 他	4 件	認 定	1 件	報 告	34 件	提 出	1 件		計	45 件	
予 算	件	議案 10件																	
条 例	6 件																		
そ の 他	4 件																		
認 定	1 件																		
報 告	34 件																		
提 出	1 件																		
計	45 件																		
<p>総務部</p>	<p>【2】 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、勤続期間の計算についての規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>																	

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【3】 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案</p> <p>【4】 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律等による地方税法の一部改正に伴い、更正又は決定の通知等についての規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方活力向上地域内において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、平成32年3月31日まで延長する。
医療保健部	<p>【5】 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>医療法の一部改正に伴い、病床数の補正の基準に関し、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院開設・増床の許可等の判断に用いる地域における既存病床数の算定基準のうち、介護老人保健施設にかかる補正の基準に関する規定を削除する。
教育委員会	<p>【6】 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、勤続期間の計算についての規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (4件) 環境生活部	【7】 工事請負契約の変更について	桑名市五反田事案恒久対策(分-3)工事 ○ 場所 桑名市五反田地内 ○ 契約金額 変更前 3,499,486,200円 変更後 3,591,353,160円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市丸之内24番16号 大成・中村・河建特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 雑賀 俊宏 ○ 工事の概要 廃棄物等掘削撤去工 掘削工 V=28,900m ³ 土留鋼管矢板打込 N=246本 選別工 V=16,683m ³ 遮水壁補強工 オールケーシング N=138本 鋼矢板打込 N=266枚 周辺環境・作業環境対策工 1式 復旧工 1式
県土整備部	【8】 工事請負契約の変更について	一般県道湯の山温泉線湯の山大橋(仮称)上部工工事 ○ 場所 三重郡菰野町大字菰野地内 ○ 契約金額 変更前 1,595,980,800円 変更後 1,613,813,760円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市栄町二丁目304番地 日本ピーエス・川田建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社日本ピーエス三重営業所 所長 野波 秋成 ○ 工事の概要 橋梁上部工(3径間連続PCラーメン箱桁橋) L=269.0m

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【9】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 伊賀市治田地内～奈良県山辺郡山添村遅瀬地内 ○ 契約金額 変更前 748,440,000円 変更後 751,354,920円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 杉本 洋 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼下路式ローゼ桁橋) L=92.5m
<p>◎報告 (34件) 県土整備部</p>	<p>【10】 県道の路線廃止について</p> <p>【11】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について</p>	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、 県道の路線を次のとおり廃止するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の廃止 飛鳥日浦線 <p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【12】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>県営住宅の不法占有に伴う建物明渡請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>防災対策部</p>	<p>【13】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成30年1月22日鳥羽市鳥羽地内の市道において発生した防災対策部(防災企画・地域支援課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 155,520円</p>
<p>医療保健部</p>	<p>【14】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成29年11月16日津市久居小野辺町地内の駐車場において発生した津保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,722円</p>

区 分	件 名	概 要
医療保健部 つづき	【15】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成30年2月27日多気郡多気町相可地内の駐車場において発生した松阪保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 24,635円
子ども・福祉部	【16】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成30年2月13日津市一身田上津部田地内の駐車場において発生した中勢児童相談所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 51,900円
地域連携部	【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年11月11日多気郡大台町佐原地内の国道42号において発生した地域連携部(地域支援課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 68,112円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成27年3月16日熊野市神川町神上地内の国道169号において発生した熊野建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,279,982円</p>
警察本部	<p>【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年6月6日北牟婁郡紀北町馬瀬地内の国道42号において発生した尾鷲建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 93,637円</p> <p>平成29年5月25日桑名市松ノ木七丁目地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,313円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年6月21日四日市市富州原町地内の国道1号において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 134,094円</p>
	<p>【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年6月22日津市高茶屋小森町地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 82,680円</p>
	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年8月3日鈴鹿市磯山四丁目地内の国道23号において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,717,846円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年10月20日伊勢市東豊浜町地内の市道において発生した伊勢警察署に係る原動機付自転車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,912円</p>
	<p>【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年10月25日松阪市船江町地内の国道42号において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,077,269円</p>
	<p>【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年11月9日志摩市阿児町地内の市道において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 84,272円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年11月10日津市半田地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,807円</p>
	<p>【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年12月5日伊勢市中須町地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 138,412円</p>
	<p>【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年12月27日津市庄田町地内の県道平生庄田線において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,760円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年12月28日津市丸之内養正町地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 262,932円
教育委員会	【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年12月22日伊勢市小俣町元町地内の駐車場において発生した県立明野高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 169,830円
県土整備部	【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年9月12日熊野市井戸町地内の県道七色峡線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 31,943円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【33】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年10月23日伊賀市丸柱地内の国道422号において、 道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額につ いて和解した。 損害賠償額 19,399円
	【34】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年11月20日桑名市福岡町地内の県道湾岸桑名イン ター線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,309円
	【35】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成29年11月21日桑名市福岡町地内の県道湾岸桑名イン ター線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 78,084円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【36】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p> <p>【37】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p> <p>県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	<p>【38】 議会の議決すべき事件 以外の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】首都圏営業拠点の不動産賃貸借契約 【履行場所】東京都中央区日本橋室町二丁目4番1号 【契約金額】397,737,850円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番1号 株式会社千疋屋総本店 代表取締役社長 大島 博</p> <p>【契約締結の年月日】平成30年3月28日 【契約期間】平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで</p>
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は 製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】大矢知加圧ポンプ所ポンプ設備設置工事 【履行場所】四日市市大矢知町地内 【契約金額】471,214,800円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市藤方1165-1 三愛物産株式会社 三重支店 取締役支店長 山本 明彦</p> <p>【契約締結の年月日】平成30年3月28日 【契約期間】平成30年3月28日から 平成31年8月29日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】山村浄水場耐震化工事 【履行場所】四日市市山村町地内 【契約金額】変更前 3,235,874,400円 変更後 3,245,509,080円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹 【変更契約締結の年月日】平成30年3月15日 【契約期間】平成28年11月9日から 平成32年12月17日まで</p> <p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】内径1200耗配水管シールド工事(四期・羽津) 【履行場所】四日市市大字羽津地内～ 四日市市大字羽津甲地内 【契約金額】変更前 2,578,489,200円 変更後 2,588,366,880円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・矢野特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹 【変更契約締結の年月日】平成30年3月16日 【契約期間】平成28年11月22日から 平成32年7月23日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 内径800耗配水管シールド工事(一期・末広) 【履行場所】 四日市市末広町地内～ 四日市市尾上町地内 【契約金額】 変更前 831,631,320円 変更後 825,380,280円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 伊勢市浦口四丁目1番11号 山野・中村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔 【変更契約締結の年月日】 平成30年3月8日 【契約期間】 平成28年11月28日から 平成30年9月28日まで</p>
総務部	【39】 平成29年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【40】 平成29年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p><参考></p> <p>○事故繰越し内容・理由 団体営災害耕地復旧事業費(農林水産部) 市町が行う、ため池の災害復旧工事において、ブロック積施工時に、大雨による湧水が発生し、その排水作業等に不測の日数を要したため。</p>	<p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p>
県土整備部	<p>【41】 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【42】 平成29年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>
	<p>【43】 平成29年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>
病院事業庁	<p>【44】 平成29年度三重県病院事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	【45】 県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書 <参考> ○法人名 三重県土地開発公社、三重県道路公社、(公財)三重県下水道公社、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (公財)三重県動物管理事務所、(公財)三重こどもわかもの育成財団、 (公財)三重県農林水産支援センター、(公財)三重県水産振興事業団、 (公財)暴力追放三重県民センター	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社など10法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。

平成30年 定例会日程

月	日	曜	日	程	備考
5月	28日	月	休	会	議会運営委員会
	29日	火	休	会	
	30日	水	委	員会	障がい者差別解消条例策定調査特別委員会
	31日	木	休	会	
6月	1日	金	休	会	
	2日	土			
	3日	日			
	4日	月	本	会議	議案上程(6月定例会月会議) 全員協議会 議案聴取会 議会運営委員会
	5日	火	休	会	
	6日	水	休	会	
	7日	木	本	会議	議案質疑 議会運営委員会
	8日	金	休	会	
	9日	土			
	10日	日			
	11日	月	本	会議	一般質問
	12日	火	休	会	
	13日	水	本	会議	一般質問
	14日	木	休	会	
	15日	金	本	会議	一般質問
	16日	土			
	17日	日			
	18日	月	休	会	(予算決算常任委員会総括質疑)
	19日	火	委	員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕
	20日	水	委	員会	付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕
	21日	木	委	員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕
	22日	金	委	員会	付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕
	23日	土			
	24日	日			
	25日	月	休	会	(常任委員会予備日)
	26日	火	休	会	(委員会等予備日)
	27日	水	委	員会	予算決算常任委員会(採決)
	28日	木	休	会	代表者会議 議会運営委員会
	29日	金	本	会議	採決(6月定例会月会議)
	30日	土			

※ 請願陳情の受理

・ 6月4日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 3月23日(金)～6月3日(日)

平成30年 定例会 6月定例会議 議案聴取会日程 (案)

- 1 開催年月日 平成30年6月4日 (月)
 全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	提出
総務部	○	○	
防災対策部		○	
警察本部		○	○
病院事業庁		○	
企業庁		○	
医療保健部	○	○	○
子ども・福祉部		○	○
環境生活部	○	○	○
地域連携部		○	
農林水産部	○	○	○
雇用経済部		○	
県土整備部	○	○	○
教育委員会	○	○	

質問者一覧表(案)

平成30年定例会(6月定例会)

月 日 (曜)	質問区分	順序・氏名 (会派)			
		1	2	3	4
6月11日(月)	一般質問	議員 (自由民主党県議団)	議員 (自民党)	議員 (能動)	議員 (鷹山)
		1	2	3	4
6月13日(水)	一般質問	議員 (公明党)	議員 (日本共産党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)
		1	2	3	4
6月15日(金)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	6回	自由民主党県議団	4回	自民党	1回	能動	1回	鷹山	1回
公明党	1回	日本共産党	1回	大志	1回	草の根運動いが	1回	青峰	1回

請願の処理経過及び結果の報告

- 平成27年第1回定例会2月定例会月会議で採択された請願
 - ・ 子ども医療費窓口無料化について
 - ・ 子ども医療費助成制度の対象年齢について

- 平成29年定例会2月定例会月会議で採択された請願
 - ・ 『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に対し慎重な判断を
求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

6月22日（金）午後5時まで

6月4日の議事予定

開 議
諸報告

- ・議提議案の配付について
- ・議案等の配付について
- ・県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議提議案第5号〔提案説明〕

日程第2 議案第121号から議案第130号まで〔提案説明〕

休会の件
散 会

全員協議会
議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会拡大理事会
広聴広報会議

質問者一覧表(案)

平成30年定例会(6月定例会月会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)							
		1		2		3		4	
6月11日(月)	一般質問	議員 (自由民主党県議団)		議員 (自民党)		議員 (能動)		議員 (鷹山)	
6月13日(水)	一般質問	1	2	3	4	5		6	
		議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (大志又は草 の根運動いが)	議員 (大志又は草 の根運動いが)	議員 (新政みえ)		議員 (自由民主党県議団)	
6月15日(金)	一般質問	1		2		3		4	
		議員 (新政みえ)		議員 (自由民主党県議団)		議員 (新政みえ)		議員 (新政みえ)	

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	6回	自由民主党県議団	4回	自民党	1回	能動	1回	鷹山	1回
公明党	1回	日本共産党	1回	大志	1回	草の根運動いが	1回	青峰	1回